

叡山電鉄株式会社の鉄道事業の旅客運賃の
変更認可申請に関する意見募集の結果について

令和5年3月13日
国土交通省近畿運輸局

近畿運輸局では、令和5年2月10日（金）から令和5年2月24日（金）まで、叡山電鉄株式会社の鉄道事業の旅客運賃の変更認可申請について、e-Govを通じてご意見を募集し、また、近畿運輸局ホームページ上にて意見の募集について周知しました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】
国土交通省近畿運輸局鉄道部監理課
電話：06-6949-6439

叡山電鉄株式会社の鉄道事業の旅客運賃の変更認可申請に関する意見募集に
 対して頂いたご意見と国土交通省の考え方

○パブリックコメント意見提出総数：1件

○意見募集期間：令和5年2月10日（金）～令和5年2月24日（金）

ご意見	
1	1～3区は10円の値上げ、4区、5区は30～40円の値上げとなっており、いびつな値上げ方法であり、申請の補正を求めるべきであるといえる。

国土省の考え方																															
1	<p>鉄道事業の運賃は、事業者の自由性や主体性の尊重の観点から、上限運賃の範囲内で実施運賃を設定できる制度となっております。</p> <p>上限運賃の認可にあたっては、鉄道事業法第16条第2項により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとしており、本申請についてはその基準に適合していることから、認可いたしました。</p> <p>また、叡山電鉄株式会社によると、各区の運賃はお客様のご利用状況などを総合的に判断して設定したものであり、乗車区数が増えることによる運賃の差について、現行運賃では40～70円となっておりますが、申請運賃では60～70円とより幅が縮まることとなります。お客様におかれましては、ご負担をおかけして申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたしますとのことです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>現行運賃</th> <th>区数増加による運賃の差</th> <th>改定運賃</th> <th>区数増加による運賃の差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区</td> <td>210円</td> <td>—</td> <td>220円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2区</td> <td>270円</td> <td>60円</td> <td>280円</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>3区</td> <td>340円</td> <td>70円</td> <td>350円</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>4区</td> <td>380円</td> <td>40円</td> <td>410円</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>5区</td> <td>430円</td> <td>50円</td> <td>470円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>	区	現行運賃	区数増加による運賃の差	改定運賃	区数増加による運賃の差	1区	210円	—	220円	—	2区	270円	60円	280円	60円	3区	340円	70円	350円	70円	4区	380円	40円	410円	60円	5区	430円	50円	470円	60円
区	現行運賃	区数増加による運賃の差	改定運賃	区数増加による運賃の差																											
1区	210円	—	220円	—																											
2区	270円	60円	280円	60円																											
3区	340円	70円	350円	70円																											
4区	380円	40円	410円	60円																											
5区	430円	50円	470円	60円																											